

パブリックコメントに対する回答

該当箇所	意見の概要	実施機関の考え方	反映結果
条例制定に至る経緯	「口語法教育」ではなく、「口話法教育」が正しい表現と思われます。	参考とさせていただき、当該部分を条例に記載する場合は適切な単語を採用いたします。	今後の参考とするもの
条例制定に至る経緯	<p>県や他の市町村の手話言語条例には、ミラノ会議・障害者権利条約・バンクーバー会議・日本が障害者権利条約を批准し、障害者基本法を改正したことや、ろう者が手話が使えず必要な情報を得られない為、不安だったり、大変な困難を強いられ苦労した点の歴史が載っている。</p> <p>なぜ「手話」の条例を作る必要があるのか、わからない点が多いと思う。歴史を載せることで理由がわかる。歴史について、県や他の市町村同様に載せて欲しい。</p>	<p>参考とさせていただき、ろう者や手話の歴史・条例制定の経緯については、条例に付随する施策を実施していく中で、町民の皆様にお伝えしていきます。</p>	今後の参考とするもの
条例制定に至る経緯	<p>「ろう者にとって手話を使えない時がありました。」だけでは、「手話を使う権利や人権を奪われ苦労してきたろう者の歴史やろう者の気持ち」や「手話の普及がまだまだで、ろう者が今も苦労している事」は伝わらない。「手話が使えない」という表現では優しすぎるので、「手話を使わせてもらえなかった」という表現にしてほしい。</p>		
条例の概要(定義)	<p>聞こえる人にとっては、手話は皆同じに見えるが、日本語に対応している手話とろう者の手話は文法が違い、ろう者の手話は「言語」である。そのことを認める為にも、「手話を使って」という表現ではなく、「手話を言語として」という表現に変えて欲しい。</p>	<p>参考とさせていただきます。条例文は、極力簡素化・わかりやすい表現を採用するという意図から骨子案の表現となっていますが、背景や歴史を踏まえ、左記のご意見のような表現が適切かどうかを検討させていただきます。</p>	今後の参考とするもの

該当箇所	意見の概要	実施機関の考え方	反映結果
条例の概要 (定義)	<p>(6) 事業者の役割 の中には「ろう者が利用しやすいサービスの提供や、働きやすい環境を整備するよう努めます」と明記されているのに、町の責務にはそれが明記されていないのはなぜでしょうか？具体的にどんな施策をするのか明記してください。</p>	<p>参考とさせていただきます。 基本理念について、町民の理解のもと、町は施策を推進していく立場であり、当然にろう者が働きやすい環境を整備するよう努めなければならないものと理解しておりますので、骨子案には記載しておりませんでした。今後もうろう者を含むすべての障がい者に対して働きやすい環境の整備に努めてまいります。</p>	今後の参考とするもの
条例の概要 (計画の策定及び推進)	<p>施策を総合的かつ計画的に推進する際、ろう者・通訳者等関連団体と協議しながら進めて欲しい。その為にも、「町の責務」や「計画の策定及び推進」に協議の場を作ることを入れて欲しい。または、別項目で「協議の場」を作って載せて欲しい。</p>	<p>参考とさせていただきます。 現在、手話を含めた町の福祉施策は、「長泉町福祉施策推進・評価委員会」にて協議をいただいております。</p>	今後の参考とするもの
条例の概要 (計画の策定及び推進)	<p>より良い手話の普及活動を行うためには予算が必要になると考えるため、財政措置の項目を入れていただきたい。(パンフレット・冊子・災害時の情報提供および支援・手話通訳者設置等)</p>	<p>参考とさせていただきます。施策を実施するということは、必然的に財政が付随するものですが、財源確保については、議会の決議が必要となりますので、骨子案には記載しておりませんでした。施策・事業内容の検討に合わせて、庁内一体で財源確保について積極的に努力します。</p>	今後の参考とするもの
その他			

該当箇所	意見の概要	実施機関の考え方	反映結果
その他	焼津市の手引きには「事業をきちんとする担保」と説明している。沼津にも載っている。条例に載せてもらえれば、誰が見ても明らかな為、裏付けとして載せて欲しい。	参考とさせていただき、(7)計画の策定及び推進 に則って各種施策を検討し、推進してまいります。	今後の参考とするもの
その他	手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者の為の施策を入れて欲しい。	参考とさせていただき、(7)計画の策定及び推進 に則って各種施策を検討し、推進してまいります。	今後の参考とするもの
その他	長泉町の広報やホームページ・議会等に手話通訳を付けて欲しい。	ご意見として承ります。	今後の参考とするもの
その他	焼津市は18ページもある手引きを作成し、条例を理解しやすいように説明したり、ろう者の気持ちも書いてある。条例に対する理解を広める為もぜひ作って欲しい。	ご意見として承ります。	今後の参考とするもの

※反映結果の区分

- ・施策案に反映したもの
- ・既に盛り込み済のもの
- ・今後の参考とするもの
- ・反映できないもの
- ・その他（質問など）

※同様の意見はまとめてご回答させていただいています

この情報に関する問い合わせ先

担当課名：福祉保険課

住所：411-8668 長泉町中土狩828

電話番号：055-989-5512

FAX：055-989-5515

Eメール：fukushi@town.nagaizumi.lg.jp